

別表 公共下水道に排除する下水の水質基準と規制内容

(下水道法施行令第9条の4及び第9条の5)

物質又は項目	対象者	特定事業場		非特定事業場
		50m <sup>3</sup> /日以上	50m <sup>3</sup> /日未満	(除害施設)
市 条 例 基 準	温度	45℃以下	45℃以下	45℃以下
	水素イオン濃度(PH)	5以上9以下	5以上9以下	5以上9以下
	生物学的酸素要求量(BOD)	600mg/ℓ以下	600mg/ℓ以下	600mg/ℓ以下
	浮遊物質(SS)	600mg/ℓ以下	600mg/ℓ以下	600mg/ℓ以下
	よう素消費量	220mg/ℓ以下	220mg/ℓ以下	220mg/ℓ以下
	○ノルマルヘキサン	5mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下
	○抽出物質含有量	30mg/ℓ以下	30mg/ℓ以下	30mg/ℓ以下
	○フェノール類	5mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下
	○銅及びその化合物	3mg/ℓ以下	3mg/ℓ以下	3mg/ℓ以下
	○亜鉛及びその化合物	2mg/ℓ以下	2mg/ℓ以下	2mg/ℓ以下
政 令 の 基 準	○溶解性鉄及びその化合物	10mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下
	○溶解性マンガン及びその化合物	10mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下
	○クロム及びその化合物	2mg/ℓ以下	2mg/ℓ以下	2mg/ℓ以下
	○カドミウム及びその化合物	0.03mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
	○シアン化合物	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下
	○有機リン化合物	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下
	○鉛及びその化合物	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下
	○六価クロム化合物	0.2mg/ℓ以下	0.2mg/ℓ以下	0.2mg/ℓ以下
	○砒素及びその化合物	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下
	○水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以下
	○アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
	○ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003mg/ℓ以下	0.003mg/ℓ以下	0.003mg/ℓ以下
	○トリクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下
	○テトラクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下
	○ジクロロメタン	0.2mg/ℓ以下	0.2mg/ℓ以下	0.2mg/ℓ以下
	○四塩化炭素	0.02mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
	○1・2-ジクロロエタン	0.04mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下
	○1・1-ジクロロエチレン	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下
	○シス1・2-ジクロロエチレン	0.4mg/ℓ以下	0.4mg/ℓ以下	0.4mg/ℓ以下
	○1・1・1-トリクロロエタン	3mg/ℓ以下	3mg/ℓ以下	3mg/ℓ以下
	○1・1・2-トリクロロエタン	0.06mg/ℓ以下	0.06mg/ℓ以下	0.06mg/ℓ以下
	○1・3-ジクロロプロペン	0.02mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
	○テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)	0.06mg/ℓ以下	0.06mg/ℓ以下	0.06mg/ℓ以下
	○2-クロロ4・6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(別名シマジン)	0.03mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
	○s-4-クロロベンジル-N・N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)	0.2mg/ℓ以下	0.2mg/ℓ以下	0.2mg/ℓ以下
	○ベンゼン	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下
	○セレン及びその化合物	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下
	○ほう素及びその化合物 (注1)	10(230)mg/ℓ以下	10(230)mg/ℓ以下	10(230)mg/ℓ以下
	○ふっ素及びその化合物 (注1)	8(15)mg/ℓ以下	8(15)mg/ℓ以下	8(15)mg/ℓ以下
	○1・4-ジオキサン	0.5mg/ℓ以下	0.5mg/ℓ以下	0.5mg/ℓ以下
○ダイオキシン類	10pg-TEQ/ℓ以下	10pg-TEQ/ℓ以下	10pg-TEQ/ℓ以下	
○アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380mg/ℓ以下	380mg/ℓ以下	380mg/ℓ以下	

※温度、水素イオン濃度、BOD、SS、よう素消費量、アンモニア類の各水質基準については、市条例基準による。

■内は、基準値を超えた下水を排除した場合は、下水道法により直ちに罰せられる。  
(6月以下の懲役又は50万円以下の罰金、過失による場合、3月以下の禁錮又は20万円以下の罰金)  
(下水道法第46条第1項、第46条第2項)

□内は、除害施設の設置等の義務付けに係る排除基準である。  
(施設の改善命令などの公共下水道管理者の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)  
(下水道法第45条)

(注1) 河川その他の公共の水域を放流先とする下水道に下水を排除する場合に適用。  
但し、( )内は、海域を放流先とする下水道に下水を排除する場合に適用。

○ 事故時の措置の対象となる物質。

苦小牧市内の主な清掃業者一覧 (清掃の費用は有料です)

業者名	住所	電話番号
(株)とませい	苦小牧市新開町2丁目2番10号	0144-51-6556
(株)苦小牧清掃社	苦小牧市字系井402番地14	0144-74-1161
山本浄化興業(株)	苦小牧市字勇弘165番地の4	0144-56-2222

# 工場・事業場の水質規制

## ◇ はじめに

公共下水道は、私たちの生活環境を快適で清潔に保つとともに、川や海の水質を保全し美しい自然を守るために、なくてはならない施設です。

しかし、工場や事業場から悪質な下水がそのまま排出されると、下水管を損傷させたり、下水処理場の浄化機能を阻害するなどの悪影響を及ぼし、私たちの生活をおびやかすこととなります。

そこで、このようなことが起きないように水質規制の強化を目的として、昭和52年下水道法の改正が行われ、この法改正に伴い苦小牧市下水道条例も改正されました。(昭和52年7月1日施行)

なお、工場・事業場の皆さんには、これらの規制内容を十分ご理解いただき、適正な水質管理に努められるようお願いいたします。

## ◇ 水質基準を超える下水を流してはいけません

人の健康もしくは生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質を含む汚水又は廃液を排出する施設を「特定施設」、その特定施設を設置している工場・事業場を「特定事業場」といいます。

また、水質基準を超える排水を排出する場合は、「除害施設」を設置しなければなりません。

これらの施設から、公共下水道へ下水を流す場合には、別表「公共下水道に排除する下水の水質基準と規制内容」の基準に適合させなければなりません。(下水道法第12条の2第1項、下水道法第12条の2第5項)

なお、特定施設から、基準に適合しない下水を流すと直ちに処罰されます。(下水道法第46条)

## 主な特定施設 (水質汚濁防止法施行令第1条 別表第1 抜粋)

- ・ 300以上の病床数を有する病院のちゅう房施設など
- ・ 洗車場、ガソリンスタンドなどの自動式車両洗浄施設
- ・ 弁当仕出屋、飲食店、料亭などのちゅう房施設
- ・ 野菜を原料とする保存食料品製造業の原料処理施設など
- ・ クリーニング工場の洗浄施設
- ・ 印刷工場などの現像洗浄施設など
- ・ めん類、あん、豆腐などの工場の湯煮施設など
- ・ 研究、試験、検査事業場の洗浄施設など
- ・ 畜産食料品、水産食料品製造業の原料処理施設など
- ・ 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設

このほか多業種にわたって、種々の施設が特定施設に指定されています

## 工場などの事業主の方は次の届出が必要です

### 1. 特定施設の設置等に関する届出

#### (1) 特定施設設置届～（下水道法第12条の3第1項）

新たに特定施設を設置しようとする場合、工事着工日の60日前までに届け出なければならない

（違反すると、3月以下の懲役または20万円以下の罰金）

#### (2) 特定施設使用届～（下水道法第12条の3第3項）

現に特定施設を設置していて、新たに公共下水道を使用する場合、下水道を使用することとなった日から30日以内に届け出なければならない

（違反すると、20万円以下の罰金）

#### (3) 特定施設の構造等の変更届～（下水道法第12条の4）

(1)、(2)の届出者が、特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理方法、下水の量及び水質を変更しようとする場合、工事着工日の60日前に届け出なければならない

（違反すると、3月以下の懲役または20万円以下の罰金）

#### (4) その他～（下水道法第12条の7、第12条の8第3項）

氏名等の変更、特定施設の使用の廃止、あるいは届出者の地位の承継の場合、30日以内に届け出なければならない

（違反すると、10万円以下の過料）

### 2. 除害施設の設置に関する届出

#### (1) 公共下水道使用開始（変更）届～（下水道法第11条の2）

1日50m<sup>3</sup>以上の量の下水を排水する場合又は、別表「公共下水道に排除する下水の水質基準と規制内容」の基準に適合しない水質の下水を排水する場合、届け出なければならない

（違反すると、20万円以下の罰金）

## 計画内容についてあらかじめ審査を受ける必要があります

### 1. 工事の実施制限～（下水道法第12条の6第1項）

届出が受理された日から60日間は、その届出にかかわる工事は実施できないため、事業主は工事着工日の60日前に届け出なければならない

（違反すると20万円以下の罰金）

※ただし、届出の内容が相当であると認めるときは、この期間を短縮することがある

### 2. 計画変更の命令～（下水道法第12条の5）

届出があった計画内容が水質の基準に適合しないと判断したときは、受理後60日以内に計画の変更または計画の廃止を命令することがある

（命令に違反すると1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

## 事故時に、応急措置の実施と事故状況等の届出が必要です

### 1. 事故時の措置～（下水道法第12条の9第1項、下水道法第12条の9第2項）

特定施設を有する工場などの事業主（特定施設の設置者）は、特定事業場から一定の有害物質または油が排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、直ちに、応急の措置を講ずるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を、速やかに、公共下水道管理者に届出なければなりません。応急の措置が講じられていない場合、公共下水道管理者は、必要な措置を講ずべきことを命令することができます

（命令に違反すると6月以下の懲役または50万円以下の罰金）

### 2. 措置の対象となる物質及び油

- ・水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げるカドミウム等28種類の物質  
（別表「公共下水道に排除する下水の水質基準と規制内容」の○印の付いた物質）
- ・ダイオキシン類対策特別措置法第2条第1項に規定するダイオキシン類
- ・水質汚濁防止法施行令第3条の4各号に掲げる原油等7種類の油  
（原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油）

## 工場などの事業主の方には排出する水質の自主測定義務があります

### 1. 水質の測定義務～（下水道法第12条の12、下水道法施行規則第15条第2項・第5項）

特定施設の設置者は、排出する下水の水質を測定し、その結果を記録し、5年間保存しておかなければならない

（違反すると20万円以下の罰金）

### 2. 報告の徴収～（下水道法第39条の2）

特定施設の設置者は、公共下水道管理者の求めに応じて、事業場の状況、除害施設または下水の水質に関して必要な報告をしなければならない

（違反すると20万円以下の罰金）

なお、自主測定の検査項目などについては、特定事業場の種別により異なるため、詳細は下記までお問い合わせ下さい。また、苫小牧市では定期的に各特定事業場や除害施設のある事業場から排出される排水の水質測定を行い、水質状況を確認しています。

### 特定施設や除害施設に関する問い合わせ先

苫小牧市上下水道部下水道課

苫小牧市旭町4丁目5番6号

電話（0144）32-6604（直通）

